

答申第 156 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 8 月 8 日付けで諮問された教育庁が所管する特定の団体の会計簿等一部非公開の件（諮問第 114 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成9年度の特定の団体の会計簿のうち、慶弔費支払先の個人の氏名、肩書及び続柄並びに平成10年度及び平成11年度の特定の団体の運営費補助金執行伺いのうち、体育指導委員の住所、郵便番号及び電話番号並びに顧問及び参与の氏名、住所、郵便番号及び電話番号を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成9年度の特定の団体の会計簿（以下「団体の会計簿」という。）並びに平成10年度及び平成11年度の特定の団体の運営費補助金執行伺い（以下「団体の補助金執行伺い」という。団体の会計簿及び団体の補助金執行伺いを併せて以下「本件行政文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成12年7月13日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号本文に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

実施機関は、団体の会計簿における慶弔費支払先の個人の氏名、肩書及び続柄（以下「支払先氏名等」という。）団体の運営費補助金執行伺いに添付されている団体の名簿における体育指導委員の住所、郵便番号及び電話番号（以下「体育指導委員の住所等」という。）並びに顧問及び参与の氏名、住所、郵便番号及び電話番号（以下「顧問等の氏名等」

という。)が、個人に関する情報であって、条例第5条第1号本文に該当するとして非公開としたが、県費を費消した者に関する情報については公開の対象とすべきであり、実施機関が公開した情報のみでは県費使用の適正さが確認できない。本件処分は、条例の解釈を誤っており、条例に違反し、不服申立人の権利利益を侵害している。

イ その他

実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成9年度の特定の団体の会計簿並びに平成10年度及び平成11年度の特定の団体の運営費補助金執行伺いである。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 団体の会計簿に記載された支払先氏名等は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため、同号本文に該当する。

また、特定の団体は、教育委員会とは別の団体であり、その運営は市町村の協議会からの会費で賄われ、神奈川県財務規則とは別個の会計規則に基づいて行われている。

教育委員会は、特定の団体に対し、事業費に補助金を支出しているものの、運営費には支出しておらず、支払先氏名等に係る支出には県費が使用されていないと考えられ、神奈川県における交際費等支出の相手方の取扱いとは異なり、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 体育指導委員の氏名は、市の広報等により公表されることを前提とした情報であるため、条例第5条第1号ただし書イに該当するが、体育指導委員の住所等は、こうした形で公表される慣行はなく、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することによ

り、個人の権利利益を害するおそれがあるので、条例第5条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 顧問等の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、体育指導委員は市町村の教育委員会により委嘱された非常勤職員としての公務員であるが、顧問及び参与は体育指導委員を退いた者で公務員ではなく、これらの情報は、公表されておらず、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成9年度の特定の団体の会計簿並びに平成10年度及び平成11年度の特定の団体の運営費補助金執行伺いである。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることが

できるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された支払先氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件行政文書に記載された体育指導委員の住所等及び顧問等の氏名等は、個人に関する情報であって、他の容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(ア) 本件行政文書に記載された支払先氏名等、体育指導委員の住所等及び顧問等の氏名等は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 特定の団体において、支払先氏名等が一般に公表されているという事実は認められず、また、実施機関が説明しているとおり、同団体は、教育委員会とは別の団体であり、その運営費は市町村の協議会が負担しており、神奈川県財務規則とは別個の会計規則に基づいて行われていることからすると、支払先氏名等が公表することが予定されている情報であるとも認められない。

したがって、支払先氏名等は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。

c 体育指導委員は、実施機関が説明しているとおり、市町村の教育委員会により委嘱された非常勤職員としての公務員であって、その氏名は市の広報等により公表されることを前提としているものの、体育指導委員の住所等については、こうした事実が認められないため、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。

d 顧問及び参与は、実施機関が説明しているとおり、体育指導委員を退いた者であり、体育指導委員とは異なり既に公務員ではなく、顧問等の氏名等は、一般に公表されているとは認められず、公表することが予定されている情報とも認められない。

したがって、顧問等の氏名等は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

b 体育指導委員の住所等については、体育指導委員は前記(イ)で述べたとおり公務員ではあるが、体育指導委員の住所等は、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、当該公務員個人の私的な情報というべきである。したがって、体育指導委員の住所等は、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

c 顧問等の氏名等のうち、住所、郵便番号及び電話番号については、前記(イ)で述べたとおり、顧問及び参与はいずれも体育指導委員を退いた者であり公務員ではないため、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

ウ その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 8 月 8 日	諮問
8 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 22 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 28 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 3 月 17 日 (第 20 回部会)	審議
4 月 17 日 (第 21 回部会)	審議
4 月 30 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開 等理由説明を聴取
8 月 7 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 3 日 (第 26 回部会)	審議
12 月 25 日 (第 29 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年2月12日現在)(五十音順)